

## 松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例

平成 23 年 3 月 17 日

松阪市条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、将来松阪市民病院（以下「市民病院」という。）において医師又は看護師として勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与してこれらの者の修学に資することにより、市民病院における診療等に従事する医師及び看護師の確保を目的とする。

(貸与を受ける者の要件)

第 2 条 市長は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号に該当しない者で、次の各号のいずれかに該当するものに対し、無利息で修学資金を貸与することができる。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（以下「大学」という。）の医学部において医学を専攻する者であること。

イ 大学を卒業後、市民病院において 2 年間の臨床研修を受け、かつ、医師として市民病院の主たる診療科に勤務する意志を有していること。

(2) 次のいずれにも該当する者

ア 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第 1 号に規定する学校又は同条第 3 号に規定する看護師養成所（以下「看護師学校」という。）に在学する者であること。

イ 看護師学校を卒業後、看護師として市民病院に勤務する意志を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けようとする者が同種の修学資金の貸与又は給付を受けていると市長が認める場合には、貸与の対象としない。

(貸与の期間及び額等)

第 3 条 修学資金の貸与の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第 1 項第 1 号に該当する者 第 5 条の規定により市長が修学資金の貸与を決定した日の属する月（市長が必要と認めた場合は貸与を決定した日の属する年の 4 月）から大学を卒業する日の属する月までの間（正規の修学期間に限る。）

(2) 前条第 1 項第 2 号に該当する者 第 5 条の規定により市長が修学資金の貸与を決定した日（市長が必要と認めた場合は第 1 年次 4 月から）から看護師学校を卒業する日の属する月までの間（正規の修学期間に限る。）

2 修学資金として貸与する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、毎月その月分を貸与する。

(1) 前条第1項第1号に該当する者 第1年次から第4年次までの期間は月額150,000円、第5年次及び第6年次の期間は月額250,000円

(2) 前条第1項第2号に該当する者 月額60,000円

(貸与の申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 前項の申請を行うにあたっては、連帯保証人2人を定めなければならない。

(貸与の決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請者のうちから、審査及び必要な調査により決定し、毎年度予算の範囲内で修学資金を貸与するものとする。

2 市長は、申請の可否決定をする場合において、必要に応じ、申請者及び連帯保証人からあらかじめ同意を得た上で、必要な調査を行うことができる。

(学業成績証明書の提出)

第6条 前条第1項の規定により修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）は、修学資金の貸与を受けている期間中において、前学年度末における学業成績証明書を市長に毎年提出しなければならない。

(貸与の取消し)

第7条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与の決定を取り消すものとする。

(1) 第2条第1項第1号に該当する修学生にあつては同号に、第2条第1項第2号に該当する修学生にあつては同号に掲げる要件のいずれかを失ったとき（第5号に該当する場合を除く。）。)

(2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 学業成績又は性行が著しく不良であると認められるとき。

(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(貸与の一時停止及び保留)

第8条 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみな

す。

2 市長は、修学生が正当な理由なく第 6 条に規定する書類を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還の猶予)

第 9 条 市長は、修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行を猶予することができる。

(1) 大学を卒業した後 2 年以内に医師の免許を取得し、かつ、次のいずれかに該当する場合 臨床研修を開始した日以後の市民病院又は市民病院以外の病院に勤務する期間

ア 医師の免許を取得した後直ちに市民病院で 2 年間の臨床研修を受け、引き続き市民病院の医師（常時勤務を要する者に限る。以下同じ。）として勤務する場合

イ 医師の免許を取得した後直ちに市民病院以外の病院で 2 年間の臨床研修を受け、その後直ちに市民病院の医師として勤務する場合。ただし、被貸与者の責めに帰することができない理由により、市民病院での臨床研修を受けることができない場合に限る。

(2) 看護師学校を卒業した後 2 年以内に看護師の免許を取得し、かつ、看護師の免許を取得した後直ちに市民病院の看護師（常時勤務を要する者に限る。以下同じ。）として勤務する場合 勤務する期間

(3) 被貸与者が大学又は看護師学校を卒業した後医師又は看護師の免許を取得できなかった場合 大学又は看護師学校を卒業した日の属する月の翌月から起算して 2 年を経過する月までの期間の範囲内で、医師又は看護師の免許を取得するまでの期間

(4) 第 11 条の規定により返還債務を履行すべき被貸与者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還債務を履行することが困難な場合として市長が特に認める場合 その理由が継続する期間

(返還債務の免除)

第 10 条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務を免除することができる。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日以後の市民病院に勤務した期間（以下「勤務期間」という。）が修学資金の貸与を受けた期間（第 8 条第 1 項の規定により修学資金を貸与されなかった期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が 2 年未満の場合は、2 年間とする。以下同じ。）に相当する期間（以下「勤務すべき期間」という。）に達したとき。

ア 前条第 1 号に該当することにより返還債務の履行を猶予された場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日

(ア) 前条第1号アに該当する場合 臨床研修を終了した日の翌日

(イ) 前条第1号イに該当する場合 市民病院の医師として勤務を開始した日

イ 前条第2号に該当することにより返還債務の履行を猶予された場合 勤務を開始した日

(2) 前号に規定する勤務期間中に業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 市長は、前項に規定する場合を除くほか、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還債務の額を勤務すべき期間の月数で除し、これに勤務期間の月数を乗じて得た額について返還債務を免除することができる。

(1) 大学を卒業した後2年以内に医師の免許を取得し、かつ、次のいずれかに該当するとき。

ア 医師の免許を取得した後直ちに市民病院で2年間の臨床研修を受け、引き続き市民病院の医師として勤務したとき。

イ 医師の免許を取得した後直ちに市民病院以外の病院で2年間の臨床研修を受け、その後直ちに市民病院の医師として勤務する場合。ただし、被貸与者の責めに帰することができない理由により、市民病院での臨床研修を受けることができない場合に限る。

(2) 看護師学校を卒業した後2年以内に看護師の免許を取得し、かつ、看護師の免許を取得した後直ちに市民病院の看護師として勤務したとき。

3 勤務期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、規則で定める。

(返還)

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に修学資金を返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、規則で定めるところにより分割して返還させることができる。

(1) 第7条の規定により、修学資金の貸与の決定を取り消されたとき。

(2) 第9条の規定による返還債務の猶予を受けることができなくなったとき。

(3) 大学又は看護師学校を卒業した後、業務に起因しない事由により死亡したとき又は業務に起因しない心身の故障により医師又は看護師の業務に従事できなくなったとき。

(延滞利息)

第12条 被貸与者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の

日数に応じ、返還すべき額につき年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定により延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。